

# 裁 決 書

審査請求人

代理人

上記審査請求人から平成18年4月14日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主文

京都市深草福祉事務所長が平成18年3月29日付けで審査請求人に対して行った保護申請却下処分を取り消す。

## 理由

### 1 審査請求の要旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、次の理由から、京都市深草福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成18年3月29日付で請求人に対して行った敷金及び移送費に係る保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を取り消す、との裁決を求める趣旨であると考えられる。

（理由）

請求人が入居している賃貸マンションは、にあることから、しているが、に当たっては請求人が立ち会いのもと行うこととされていた。

請求人宅のモニターホンのチャイムが鳴り、モニターで確認すると、見知らぬ女性であり、何かのセールスと思い無視したところ、

請求人は、を受けており、

、このままでは同じマンションの入居者の迷惑になる。

このようなことから、請求人自身がこのマンションに住むことは耐えられないことであり、のない環境の部屋に転居する以外にない。

処分庁は、請求人の転居費用に係る生活保護申請に対し却下決定をしたが、本件処分はこのような請求人の本件申請に至るまでの経過や転居に係る本質的なやむを得ない事情を全く考慮していない不当な処分である。

### 2 処分庁の弁明の要旨

(1) 請求人は、処分庁に対し法に基づく保護を申請し、処分庁は平成17年6月1日付けで請求人世帯の保護を開始した。

- (2) 平成17年11月11日、処分庁は、請求人から「無断で請求人宅内に入室していたことが判明して以来、家主との関係は悪く、このような状態において居住し続けることは困難であるため、転居したい」との申し立てを受けた。
- (3) 平成18年2月1日、処分庁は、請求人から「家主による未払い家賃の支払いを求める調停において、家賃は請求人宅の管理人に支払っていたこと、家主が請求人宅に無断で立ち入ることは違法行為であること、及び明渡しを求めるのであれば転居費用等を家主が保障すべきである旨の異議申立てを行った」との報告を受けた。
- (4) 平成18年2月15日、処分庁は、請求人から「家賃滞納の件は解決したが、家主が無断で請求人宅に立ち入ってくるとの問題については家主と折り合う余地がないので転居を考えている」との報告を受けた。
- 処分庁は、請求人に対し、家主に問題があるなら、請求人の異議申立てどおり転居費用については家主に請求すべきであることを助言した。
- (5) 平成18年3月3日、処分庁は、請求人から転居費用を支給してほしいとの申し立てを受けたため、請求人に対し、再度、請求人に何ら問題がなく、家主の不当な行動により転居せざるを得ないのであれば、家主が負担すべきでないかと伝えたが、同年3月9日、請求人から敷金（保証金）と移送費の支給に係る保護申請書が提出された。
- (6) しかしながら、本件は家主が無断で室内に立ち入ることを問題として転居が必要になったものであるため、この問題は立ち入りの日時を事前に約束することにより容易に解決できるものである。また、例えば、家主側の都合によって事前の約束が困難であったとしても、家主が住宅賃貸契約書に定められている「甲（家主）は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他本物件の管理上必要があるときは、あらかじめ乙（請求人）の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる」との規定に反し、請求人の承諾を得ることなく請求人宅に立ち入るという行為に及んでいるのであるから、当該問題を原因として必要となる転居費用については当然に家主側が負担すべきものである。
- (7) にもかかわらず、請求人は家主に対し、転居費用の保障を求める異議こそ申し立ててはいるものの、その後、正当な理由のないまま、一切の転居に係る費用を家主に請求しない旨の調停を自ら成立させており、このことは法第4条に規定される保護の補足性の原理に反し、そもそも保護の要件を満たさない。
- (8) 上記の経過及び理由により、処分庁は本件申請を却下したものであるから、本件処分は適法かつ適正なものであり、請求人の主張には理由が無く、平成18年4月14日付けの審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

### 3 請求人の反論の要旨

- (1) 転居のやむを得ない理由と必要性について、認識の相違があり、処分庁はの様々な症状に認識が無いゆえ理解が出来ず、誤認している。が起きている時の発言を、処分庁は家主側との関係が悪いとしか理解していない。平成17年6月以降は、、家主が無断で室内に立ち入ることは一度もなかったが、これまでの経緯や環境により請求人はの症状が現れて苦しめられている。
- (2) ケースワーカーは、担当する受給者にがあれば、少なくとも当該受給者のとはどのようなものであり、どんな症状なのか程度の知識を持つておくべきである。
- (3) 転居費用はの助言もあり、何度かので話し合った結果として、家主に保障を請求できるものでもなく、非があるとすれば請求人のの悪化しか

く、生活保護法に制度としてある住宅扶助の転居申請しか選択肢はなかった。も、このようなケースにおいてどちらにも非があると断定することは困難であり、特殊な生活保護受給者であるならば、生活保護制度として定めのある住宅扶助における転居申請を行い、それに係る費用の支給を受けることが妥当かつ福祉事務所の責任であると思われる、との助言もあった。

(4) 何かのきっかけでが起こり、始めたりして、自分を苦しめる相手が家主や管理人と思ひこみ、恨みを抱くようになってきて、敵視しているような言動を頻繁に発言するようになってきており、このまま住み続けることはで自殺を考えたり、家主を包丁で刺してしまうなど、取り返しの付かない事態もあり得る。

(5) 処分庁側の職員は、の言うことなどまともに聞いて対応してはもらえないと、を差別し、偏見をもって放置していたとしか考えられない。また、請求人が苦しみ、錯乱するような冷たい態度で対応した上に、同行した者に対しても本件と関係のない侮辱と罵声を浴びせた。の知識がなく、家主との関係についての正確な把握ができていない処分庁の対応が請求人の病状悪化に拍車をかけ、絶望感を抱かせ、

#### 4 審査庁の認定事実及び判断

##### (1) 認定事実

- ア 平成11年11月8日、請求人は、の交付を受ける。
- イ 平成17年6月1日、処分庁は保護を開始した。
- ウ 同年11月11日、請求人は、処分庁に、家主との関係が悪く病気療養上の理由で転居したいと申し出た。
- エ 平成18年1月30日、が開始される。
- オ 同年3月3日、請求人は、処分庁に転居費用を支給してほしいと申し立てた。これに対して、処分庁は、家主の行動が原因であれば家主が負担すべきと説明した。
- カ 同年3月9日、請求人は、処分庁に敷金と移送費の支給に係る保護を申請した。
- キ 同年3月29日、処分庁は、請求人に対して申請却下決定を通知した。

##### (2) 判断

- ア 審査請求書、弁明書、反論書等によれば、請求人には家主や管理人とのトラブルがあり、マンションの近隣居住者からの苦情が頻繁にあるという事実が認められる。
- イ 請求人がの交付を受けていること並びに保護の要否判定の際、に陥りやすいこと、人間関係のトラブルで不安定となり、可能性があるとの意見を述べていることを考えると、今回のトラブル発生は予見されるものであり、に基づくものと判断される。
- ウ このような状況から判断すると、請求人のの改善のためには転居が必要との主張には妥当性があり、また、家主が近隣居住者とのトラブルや不測の事態を回避すべく、請求人の立ち退きを求めることにも相当の理由があると判断され、家主との話し合いによって容易に解決出来るとの処分庁の主張は当たらない。
- エ 次に、処分庁は、請求人からの説明をもとに、転居せざるを得なくなったのは

家主が無断で室内に立ち入ったことに起因するとの認識のもと、家主に不法行為責任があることを前提にして、で請求人が転居費用を家主に求めなかったことは債権の放棄とみなし、保護の補足性に反するとして保護要件を満たしていないと判断している。

オ しかし、請求人は、での話し合いの結果、家主の無断室内立入りについて、マンションの構造上から発生する行為と理解するに至り、家主の責任を求めている上、に起因する日常生活、社会生活上のトラブル発生は予見される場所であり、今回の転居をせざるを得なくなった責任を家主に帰することは適当ではないとしている。

カ このため、において家主に転居に要する費用の賠償を求めないことが債権の放棄という処分庁の主張は成り立たず、補足性の原則を理由に保護要件を満たさないとした処分庁の判断は妥当ではない。

キ ところで、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号）において住宅扶助基準及び移送費が定められており、更に、これに基づいて示された「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号 厚生省社会局長通知）（以下「通知」という。）第6の4の(1)のイにより、転居に際して敷金等を必要とする場合は一定額の範囲内において必要な額を認定して差しつかえないとされており、家主が相当の理由をもって立ち退きを請求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合は、転居に際して、敷金等を必要とする場合にあたるとされるとともに、通知第6の2の(7)のイにより、被保護者が転居する場合で真にやむを得ないときに移送費を支給することとされている。

ク 請求人の転居に至る事情は、上述のとおり、に起因する日常生活上のトラブルが頻繁に発生し、また、その後も同様の事態が予想されるものであり、家主の立ち退き請求には相当の理由があり、転居は真にやむを得ないものと認められる。

ケ よって、処分庁がなした請求人に対する本件処分の決定には瑕疵があると認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成19年2月21日

京都府知事 山田 啓

